



2025年10月 繁元



2025年度が始まってちょうど単分の6カ月が経ちました。4月から始まった今年度も気か付け ば折り競し恥点です。4 質のときの希望に満ち溢れた気持ちと筑若の気持ちとを比較して、首分を振 り遊りましょう。みなさんの学校生活のようすについて、3つの意について注意をします。意識をし て、これからの行動に繋げてください。生徒や保護者の芳々、先生や地域の芳々、学校に関わるすべ ての人が安全・安心な杉中を築いていきましょう。

~時間を守ること~

みなさんは「時間を売る」ことを意識して学校生活を過ごせていますか。「時間を売る」ことは首分 の成長【じりつ】や相手への敬意【共生】を管むうえで、たいへん軍争な要素です。

「時間を导る父」は淡に首分が荷をしなければいけないのかを把握でき、許価商に物事を謹めるこ とができます。ういないできます。ういでは、これに対しても首分をしっかりとコントロールし、何事にも首信をもっ て行動することで問題を解決することができたり、成長や成功を得ることができたります。

また、「時間を替る」ことで相手は首分のことを大切にしてくれているんだと懲じ、相手から信頼 され、良好な人間関係を築くことができます。

「嵵僧を苧れない人」は首分が散えしたり、散坊できたりするチャンスを巡してしまうリスクが篙 まります。遅刻は首分の時間だけではなく、相手の時間をも奪うこととなります。場合によっては、 りょうこう とどういかは、そばしてしまうこともあります。 首分の光生を響かにするために、「時間を禁る」こ とを意識して学校生活を過ごしましょう。

以下の点を意識して学校生活を過ごしてください!

- ・8:25には教室に著席をして、朝読を始めましょう。
- ・授業が始まる静に、授業準備を終え、着席をした状態でチャイムを迎えましょう。
- ・違う食の時間、登休み終了後のボール途ず、終礼の時間に違れることがないようにしましょう。

~携帯電話・スマホの取り扱い~

携帯電話 (スマホ) の取り報かいについて、「杉中学校のルール」では以下のようになっています。

機能配給・スマホの特別は脱削熱化。循し、保護者が「機能配給・スマホが接許部職」を始詣し、

認められた場合は特別を認める。なお「許可願」の内容を必ずきること。

※運絡などで必要な場合は学校の電話を使用できる。

上記のように「携帯電話・スマホの持ち込みは原剤禁止」です。「許可願」の単語によって使用が 窓められるのは「繁急時のみ」です。けっして首曲に使用が認められたわけではありません。ルール に違反することが絶対にないようにしましょう。

「許可願」が認められたとしても、以下の意に注意して学校生活を適ごしてください!

- ・登下校時は繁急な場合(事故やトラブル、体調で良など)以外の使用は絶対にしないこと。
- ・検内では絶対に使用しないこと。お蒙への運絡には学校の電話を使用することができます。
- ・違反があった場合は、今後の使用が認められない場合があります。
- ・部活動時においても、顧問の先生と所持についてしっかりと話をし、違党がないようにすること。 「杉中学校のルール」に基づいて、携帯電話・スマホの違反があった場合は、違反が確認された時点 で学校積かりののち、保護者へ流動となります。

《保護者の皆様へ》

製造、携帯電話・スマホに削する違反が多くなっております。今一度、ご家庭での使用ルールや家 での管理ついての確認をしていただき、お字様が携帯電話・スマホの使用違反が起こらないようご *ゟ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚ゟお願いいたします。なお、上読にもお帰しの通り、違反が確認された場合は、その時点で学校 が携帯電話・スマホを一時的にお預かりし、保護者に直接返却することとしております。ご理解と ご協力のほどよろしくお願いいたします。

~身だしなみを整えることは心を整えること~

体育察 (10 月 23 目) が終わった茨の 週 である 10 月 27 目 (月) から、体操能で授業を受け る期間が終うし、標準服の着用となります。ポロシャツやスラックス、スカートを症しく着角 し、身だしなみを整えて登校をお願いします。「おしゃれ」とは首己の個性を発揮するもの、「身だし なみ」は相手への配慮や心遣いを伝えるものです。たいになって、「杉中学校のルール」は以下 の通りです。

ポロシャツ…旨無地。かず着は無地で添手でない色のもの。色もの、文字入り、ハイネックは禁止。

スラックスまたはスカート…グレーor紺色チェック柄。ズボンのめくりあげ禁止。

スカートの養さは膝丈を基準とする。

※だらしない着こなしはしない →スカートの折り込み×、ずらしての着用×

社会生活を円滑に営むためには、対立を調整してトラブルの解決策を考えるだけでなく、その後も同じような対立が起こるのを防ぐために、前もって**集団内や集団間で決まり(ルール)を作っておくことが必要**です。決まり (3年生社会科 公民の教科書より抜粋)

は互いの権利や利益を守るものであり、守ることによって社会集団の秩序(物事の正しい筋道)を保つことができるのです。